

# 「元少年」殺人犯の再犯と実名報道 女子高生コンクリート詰め殺害事件の準主犯格少年をめぐる マス・メディアの報道（後編）

谷原圭亮、小嶋 聡、中島 寛、水野剛也

## The Media Naming of Adult Criminals with Juvenile Criminal Records: The 1989 Concrete-Packing Murder Case and 2004 Assault Case (Part 2)

Keisuke Tanihara, Satoru Kojima, Yutaka Nakajima, and Takeya Mizuno

### はじめに 前編の要約と後編のねらい

これまで少年法と報道の問題といえば、事件発生時点で成年に達していない人物にかかわる事例ばかりがとりあげられてきたが、ごく最近、新たな問題が浮上してきた。少年時代に重大な罪を犯した人物が、その後、成人となってからふたたび犯罪を犯した場合に、現在は成人であるその「元少年」犯罪者の身元や前科・前歴をいかに報じるべきか、という問題である。

本論文は、1988年～1989年にかけて発生した女子高生コンクリート詰め殺害事件（以下、コンクリ事件）で準主犯格だった元少年（本論文では「B」とよぶ）が2004年5月に起こした逮捕監禁・傷害事件（以下、監禁・傷害事件）を事例として、主要な在京新聞社や雑誌社がとった対応を比較検討することで、将来同様の問題が起きた場合に採用されうる有力な判断基準のいくつかを示すことを目的としている。コンクリ事件発生時に17歳であったBは、監禁・傷害事件時には33歳になっていた。

本誌前号（第33号・2005年7月）に掲載した前編では、監禁・傷害事件の報道におけるBの扱いを4つの全国紙（『産経新聞』・『毎日新聞』・『読売新聞』・『朝日新聞』）を中心に検証し、その結果、主要全国紙の対応が大きく3つに分類されることを明らかにした。すなわち、逮捕時から一貫して元少年Bを実名でその前科とともに報じた新聞（『産経新聞』）、匿名報道をしたのち実名に転じた新聞（『毎日新聞』・『読売新聞』）、一貫して匿名で報じつづけた新聞（『朝日新聞』）である。<sup>35</sup>

本号に掲載する後編では、3つの主要週刊誌（『週刊朝日』・『女性セブン』・『週刊文春』）の報道内容を同じ方法によって検証し、さらに、この問題について発言した有識者らの意見をまとめる。結論として、各紙・誌の対応を体系化し、その際に用いられた判断基準の主たるものを抽出し、今後の判断材料として提示する。

#### 4 主要週刊誌の報道

新聞社だけでなく、週刊誌を中心とする雑誌の多くもBの監禁・傷害事件について報道している。しかし、新聞社の対応がわかれたのに対し、圧倒的多数の雑誌は実名報道を採用し、しかもその内容は一様に感情的かつ糾弾調であった。本論文では、執筆者が把握している限り唯一の匿名派雑誌として『週刊朝日』をとりあげ、つづいて実名報道をした代表的な週刊誌として『女性セブン』と『週刊文春』を分析する。<sup>36</sup>

##### 希有な匿名派雑誌 『週刊朝日』

この事件を他誌に先がけて報じ、かつ週刊誌のなかではきわめてめずらしくBを匿名で報じたのが『週刊朝日』である。最初の記事は「スクープ 綾瀬・女子高生コンクリート詰め犯 15年後に監禁容疑などでまた逮捕」という見出しで、2004年7月16日号（7月6日発売）に3ページにわたって掲載された。記事はBを「身勝手」とよぶなど、ふたたび事件を起こしたBを非難する論調ではあるが、名前はふせ「A」と表記している。同記事は、コンクリ事件および監禁・傷害事件の内容を詳しく解説し、現在被告であるBがかつて「準リーダー格」としてコンクリ事件に関与したこと、それにより実刑判決を受け服役したこと、家庭の事情から人格形成において問題を抱えていたこと、出所後に姓を変更して母親と暮らしていたことなどについて、事件の関係者などの話をまじえて記述している。記事は最後に、現在の少年犯罪者むけ更生プログラムの問題点を指摘し、「今回の事件を更生教育についての真正面な議論の契機とすべきでは」と問題提起をして終わっている。なお、この記事は「[コンクリ事件で]刑を終えた男がまた監禁容疑などで逮捕されたことが本誌の取材でわかった」として、同記事を「スクープ」と称している。確かに週刊誌のなかではもっとも早い報道であったが、前編で指摘したように『産経新聞』は同誌よりもさらに早く7月4日号でBの逮捕を記事化していた。<sup>37</sup>

『週刊朝日』はその後の報道でも一貫してBの名前をふせつづけた。約1ヵ月後の8月13・20日号（8月3日発売）では、「女子高生コンクリート殺人犯の元少年が15年ぶりの法廷で発した肉声」という見出しで、初公判における検察の冒頭陳述の内容などを紹介しているが、匿名扱いのままである。この1ページたらずの記事は、Bが「するどい目つきでジロリと傍聴席を見渡し」て「足を大またに広げ、被告席に座った」などと描写する一方、罪状認否におけるBの主張もとりあげ、被害者の男性に対して「人を殺したことがある」などと脅迫する「台詞は言っていない」「お茶を飲んで話してただけ」とする発言もあわせて引用している。<sup>38</sup>

東京地裁による懲役4年の実刑判決を伝えた2005年3月18日号（3月8日発売）の記事でも、やはりBは匿名とされている。この記事は1ページ弱で、判決内容を要約し、Bの今後の更生について識者2人のコメントを引用した上で、「4年後、『元少年』はまた社会に戻る」と量刑に批判的な態度をほのめかして終わっている。見出しは「コンクリ殺人元少年の再犯に判決『それでも実刑4年』の持つ重み」であった。<sup>39</sup>

このようにコンクリ事件の前科に触れながらBを匿名にしつづけた理由として、青木康晋・編集長は少年法を尊重した結果であると説明している。この説明は2004年8月6日号（7月27日発売）の「編集部発」に掲載された。まず、前科・前歴には触れないという事件報道の一般原則に反してBの事件を「例外扱い」とした理由について青木は、コンクリ事件で実刑を受けたBの「更生教育が適正に行われたかどうか、問題提起するため、15年前の事件に触れる意味があると判断しました」と説明している。さらに青木は、今回の事件の逮捕容疑は「全治10日とはいえ逮捕監禁致傷。連れ込んで暴行し

たのが母親が経営するスナック。15年前の「コンクリ」事件も犯行グループの一人の自宅2階が現場になっており、過去の事件を想起させる手口だ」として、2つの事件には類似性があると判断したと述べている。実際に、上述の2004年7月16日号の記事は「前回の事件との類似点も看過できない」と報じている。しかし、前科・前歴を報じながらBの実名はふせられた。この理由として青木は、「成人したとはいえ、少年法を尊重し、匿名にした」と説明している。この『週刊朝日』の報道の仕方と判断理由は『朝日新聞』のそれとほとんど同じである。主な違いは、『週刊朝日』がBの逮捕を「スクープ」として報じたのに対し、『朝日新聞』はより慎重にBの逮捕の記事化を見送り、初公判から報道を開始したことである。<sup>40</sup>

### 典型的な実名報道 『女性セブン』

対照的に、出版社系の週刊誌のほとんどはBの実名を明らかにし、ふたたび事件を起こしたBにきわめて批判的な論調を示したが、その典型例といえるのが『女性セブン』である。最初の記事は2004年7月22日号（7月8日発売）に3ページ強にわたって掲載された。見出しは「女子高生コンクリ詰め殺人少年15年後の暴行『どうすれば刑軽くなるか知ってるぜ』と更生をあざわらって… 再び逮捕はなぜ公表されないのか?」であった。この見出しからもわかるように、記事は更生に失敗して事件をくり返したBを厳しく非難し、さらに現行の少年法の「限界」や更生教育のあり方に強く疑問を投げかける内容であった。記事は冒頭近くで次のように問題提起している。「少年法に守られ、[コンクリ事件で] 極刑を免れた彼は、刑を終え、出所後、大きな問題をひき起こした。少年法が守ろうとする加害少年の人権、そして国が行う更生のあり方…。今回の事件はそれを改めて考える重大な契機だ」。<sup>41</sup>

つづいて記事は、コンクリ事件と今回の監禁・傷害事件の内容をBの実名とともに詳しく描写することで、Bがいかに凶悪な人間であるかを印象づけようとしている。コンクリ事件については、関係者の証言などを引用して2度も「鬼畜の所業」という表現を用い、その他、「おぞましい事件」「生き地獄」といった形容をしている。監禁・傷害事件については、出所後にBが「前に捕まっていた10年間で、警察や検事にどういうふうにいえば刑が軽くなるか知ってるぜ」などと「呆れた言葉」を発していたと報じている。コンクリ事件時のBの弁護士・伊藤芳朗の発言もとりあげてはいるが、全体としてBを断罪する内容であることは明白である。記事は後半で、少年犯罪者の高い再犯率や更生教育の問題点などBの事件が提起するより大きな問題に論題を移し、さらに、Bの逮捕が1ヵ月間も報道されなかったことに関して、発表をしなかった警視庁を批判し、最後に「いまこそ少年法改正を含めた国の姿勢が問われるべきではないか。15年前の女子高生の死は何だったのか。改めて問いたい」と結ばれている。警視庁がBを逮捕したのは2004年6月4日で、その事実がはじめて報道機関によって伝えられたのは7月4日（『産経新聞』）であった。<sup>42</sup>

今回の監禁・傷害事件報道で「あえて」前科・前歴とともにBの実名を明らかにした理由として『女性セブン』は、Bに更生する意欲がなかったと見られることと「公共の利益」の2点をあげている。まず、前者の更生意欲の欠如について同誌は、コンクリ事件「当時の被害者遺族の感情に配慮すれば、女子高生が受けた暴行の内容を再び掲載することは控えるべき」という意見もある。だが被告は、当時の事件について自ら吹聴し、それを盾に監禁・暴行事件を再び起こした」のであり、反省の跡が見えない以上、匿名にしてプライバシーを保護するには値しないと指摘している。後者の「公共の利益」については、「実名を報じることは、公共の利益、つまり彼[B]が三たび犯行を重ね、新たな被害者を生まないためには必要なこと」であり、「また少年法の問題を考えるにあたっては極めて適切な

事例であると判断した」と説明している。<sup>43</sup>

なお、『女性セブン』は2004年9月2日号（8月19日発売）でも2ページほどの記事を掲載してBの家庭環境などについて報じているが、ここでも実名を公表し、「凶悪な少年犯罪が多発する昨今、[Bがふたたび事件を起こした] この事実が意味するところは大きい。……矯正教育の実効性、再犯の可能性を考えずにはいられない」と現在の少年犯罪者更生制度に疑問を投げかけている。<sup>44</sup>

## 2度目の実名報道 『週刊文春』

コンクリ事件発覚当時の1989年、少年法の厳罰化を訴えてBを含む加害少年4人の実名を明らかにし、大きな社会的議論を巻き起こした『週刊文春』は、今回の事件でもBの実名を公表した。実名報道が圧倒的多数の週刊誌のなかでも、もっとも確信的な実名派だといえる。記事は2004年7月15日号（7月8日発売）に掲載され、グラビア1ページを使ってBの少年時代の写真（モザイクや目隠しはなし）を実名とともに載せ、さらに4ページにわたる「特集記事」でBのコンクリ事件への関与と再逮捕について報じている。もちろん、Bの実名はどちらにも掲載されている。<sup>45</sup>

コンクリ事件の報道から引きつづき、『週刊文春』はBに対してきわめて厳しい態度を示した。それは、仲間とタバコを吸っている少年時代の写真をグラビアに掲載していることに加え、特集記事の見出しで「綾瀬女子高生コンクリ詰め殺人犯 監禁致傷再逮捕までの33歳凶暴人生 やはり野獣に更生なし」と糾弾していることから容易に推察できる。特集記事には、今回の監禁・傷害事件の犯行直前までBが住んでいた自宅の外観や事件で使ったとされる車の写真などとともに、成人後と思われるBの単独の顔写真がもう1点掲載されている。その写真には「これが野獣の素顔」というキャプションがつけられている。このような写真は、同じく糾弾調であった『週刊朝日』や『女性セブン』には掲載されていない。

記事の内容を読むと、Bの犯罪性向の悪質さを厳しく非難しようとする『週刊文春』の姿勢がよりいっそう明らかになる。たとえば記事は、女子高生を死亡させたときの様子をBが「笑いながら」次のように語っていたと伝えている。「四人で死体を囲んで、“コイツ死んでるのかな、死んでないのかな”って、タバコを鼻先に持ってた。煙が揺れないから、ほんとに死んでるとわかった」。記事はまた、コンクリ事件でのBらの「筆舌に尽くしがたい」犯行の様子や、「かつての凶行を彷彿とさせる」監禁・傷害事件にいたる経過を詳しく記述し、この2つの事件でBが「連れ去り、監禁、暴行」といった「まったく同じ」行動を重ねているにもかかわらず、本人が「余りにも無自覚」である点を糾弾している。その他、Bがコンクリ事件についていかに反省していないかを語るライター（片岡亮）の発言や、金属バットを握ったBが被害者の男性に「殺される前に[車に]乗れ」とか、「なめてんじゃねえぞ。殺すぞ。オレは一人殺しても二人殺しても一緒だ」などと脅したことも伝えている。最後に記事は、「少年法の謳う更生は、彼に何をもたらしたのだろうか」と問いかけて結ばれている。<sup>46</sup>

同日号の『週刊文春』には、コンクリ事件時に同誌の記者としてBらの実名を公表する記事を執筆した勝谷誠彦の寄稿文も掲載されているが、勝谷も当時のBの犯行の「異様さ陰惨さ」と、今回の事件がそれと「背筋が寒くなるほど酷似している」という悪質な類似性を指摘している。勝谷は、特集記事よりもさらに一步踏み込んで、Bの現在の名前だけでなく、姓を変える前の少年時代の姓名も明らかにしている。コンクリ事件で服役したのち、Bは改姓して社会復帰していた。勝谷の寄稿文のタイトルは、「小誌『実名報道』から15年 犯罪少年の増長」である。<sup>47</sup>

このように『週刊文春』が再逮捕されたBを実名や顔写真入りで報道した理由は、15年前のコンクリ事件当時と同じく、身元推知情報の掲載禁止を含む現行の少年法および少年司法制度のあり方に一

石を投じるためであった。上述の特集記事は次のように疑問を呈している。「少年だった彼らを小誌は犯行の残虐さゆえに、あえて実名公表に踏み切った。改めて問う。少年法はこの男の何を更生させたのか？」この点について、鈴木洋嗣・編集長も『創』の取材に対し、「今回、新聞などが[Bの逮捕の]報道を見送ったことの是非も含め、少年法のあり方について問題提起するために誌面をさきました」と説明している。鈴木はつづけて、「別に少年事件全てについて実名報道をせよと主張しているわけではありません。あくまでこの事件[コンクリ事件]の特異性、残虐性を考慮したうえで」実名報道をしたと述べている。<sup>48</sup>

前出の勝谷誠彦も、あえて実名報道に踏み切った15年前の問題提起が「今でも十分に意味を持っている」として、『週刊文春』による2度目の実名報道を正当化している。勝谷はさらに、今回の監禁・傷害事件で匿名報道をした言論機関に批判の矛先をむけ、Bの逮捕を実名で報じた『産経新聞』と逮捕の事実「一行も触れ」なかった『朝日新聞』とを対比させる形で、「やはり今回もメディアは『少年法』を守るのに汲々としているかのようだ」と論じている。なお、本論文の前編で明らかにしたように、『朝日新聞』は逮捕の報道は見送ったが、初公判(2004年7月28日)以降は匿名で報道している。勝谷の寄稿文が掲載された時点では、『朝日新聞』はまだ監禁・傷害事件について報道していなかった。最後に勝谷は、コンクリ事件報道で実名公表に踏み切って「野獣に人権はない」と発言した花田紀凱・『週刊文春』元編集長とともに批判された自身の過去を回想し、Bの再犯が「[実名報道批判者たちが]主張していた『更生』のどういう成果として位置づけられるのか、改めてうかがいたいものだ」と結んでいる。<sup>49</sup>

## 5 有識者の見解

次に監禁・傷害事件の報道をめぐる有識者の見解を紹介するが、全体的にはBの前科および実名の報道を支持する勢力が優勢である。本論文で紹介する有識者のほとんどは、主として全国紙の報道に対してコメントしているが、彼らの意見は新聞に限らず雑誌を含めたマス・メディア全般の今後の報道基準を考える上で大いに参考になる諸点を含んでいる。そこで、以下に主要な見解をまとめることにする。

実名報道を支持する有識者の代表格は、作家の柳田邦男である。柳田は、主として再犯者に対する社会的制裁という観点から、前科・前歴と関連づけた実名報道は「当然すぎる報道姿勢」と主張している。柳田によれば、当人が少年か成人か(そして元少年犯罪者か)にかかわらず「凶悪な事件を繰り返す犯罪者に対する報道は、格別に厳しい姿勢が求められ」という。なぜなら「この種の犯罪こそ、被害者の視点が重視されるべきだし、再発防止への断固としたアピールが必要だから」である。今回、監禁・傷害事件という「最初の犯罪[コンクリ事件]と類似の事件を起こした」Bのケースも同様で、柳田は「自分の人権に対する社会的保護を自ら放棄したというべきだ。もはや、17歳時の犯罪は、プライバシー保護の“温床”の中で過去に葬るべきものではなく、凶悪な犯罪を繰り返す、社会的に糾弾されるべき人物の人格像理解に不可欠な要素なのだ」と力説している。さらに柳田は、新聞社の多くが逮捕時の記事化を見送り、初公判から報道を開始した点を批判し、「容疑が固まって逮捕した時点、あるいは少なくとも起訴した時点で[実名報道に]踏み切るべきではなかったか」と述べている。<sup>50</sup>

フリー・ジャーナリストの玉木明は、人名というもっとも重要な情報をふせてしまった一部報道機関の判断の安易さを批判する形で実名報道を支持している。玉木によれば、「人の名前とはその人の

存在のかけがえのなさ、代替不可能を表すもの」であり、これまで新聞が実名報道を原則としてきたのは、人名を「ぞんざいに扱うことは、人間の存在を軽視することにつながる」からであるという。人権の保護や将来の更生のために匿名にする措置も「例外的」に認められてはいるが、今回の監禁・傷害事件では、「匿名報道＝人権擁護、実名報道＝人権侵害という暗黙の前提が全く疑われていないように思える」としてBを匿名扱いにした報道機関を批判し、「実名で報道して、司法の更生措置に対する議論に資するのが筋だろう」と述べている。また、柳田と同じく玉木も「逮捕が分かった時点」で記事化すべきであったと論じている。<sup>51</sup>

田島泰彦・上智大学教授（情報・メディア法）も、コンクリ事件の凶悪性とBの再犯の社会問題としての重大性から、実名報道を妥当とする立場をとっている。つまり、少年法第61条による身元推知情報の掲載禁止は表現・報道の自由の観点から例外が認められるべきであり、コンクリ事件は「重大凶悪な事案であり、かつ〔監禁・傷害事件は〕再犯で更生のあり方が問われているのだから、実名での報道には合理的な理由がある」というのである。さらに田島は、検察側からの情報として今回の事件でBがコンクリ事件にたびたび言及していることや、2つの事件の犯行に類似性がある点も、Bの前科や実名を明らかにすべき理由としてあげ、しかし同時に「検察当局の一方的な主張に偏さず、被告側の言い分にも十分な配慮が必要だ」としている。なお、柳田や玉木と同じく田島も初公判からの報道では「遅きに失した」と述べている。<sup>52</sup>

以上3名の有識者はいずれも、初公判から実名報道を開始した『毎日新聞』の「開かれた新聞」委員会に所属しているが、匿名派の『朝日新聞』の第三者機関「報道と人権委員会」の委員である原寿雄・元共同通信編集主幹も、実名報道を支持する立場を強く示唆している。原は、「少年事件では迷ったら更生の方、書かない方を取ろうという空気があるのではないか」として、『朝日新聞』を含めBの再逮捕の報道を見送った報道機関の消極性を批判し、「今回は、少年の凶悪事件の更生問題に注意喚起するケース」であるから「前科を含めて書くべき」で、さらに「本来は実名で報道するケース」であったと述べている。<sup>53</sup>

少なくとも、実名を公表することで現在のBと少年時代のBの前科が結びついたからといって、報道機関がただちに法的過失を問われる危険性は少ないという点では、有識者の意見はほぼ一致している。すなわち、少年法第61条の規定はあくまで未成年者の更生をはかることを目的としたもので、「成人になってからの再犯事件にはあてはまらない」（原）、「少なくともこの場合は実名報道したからといって、（被告の）法的利益を侵害したという責任を負うことはない」（竹田 稔・弁護士、元東京高裁部総括判事）、「〔成人した再犯者の前科・前歴報道が少年法の〕適用を受けるとは考えにくい」（玉木）とする見方が優勢である。『読売新聞』の記事によれば、検察官や裁判官や法務省幹部らの多くも、「成人が過去と類似の罪を犯し、更生していない場合でも、〔少年法を適用して〕匿名というのは違和感がある」と考えているという。確かに松井茂記・大阪大学教授が指摘しているように、少年法第61条の条文を厳格に読めば、身元推知情報の掲載を禁止する規定の適用終期は特定されておらず、「審判終了後も少年が成人になってからも、あるいは少年の死後も永久に氏名報道は禁止される」と解釈することも形式的には可能である。しかし、実名や実名に近い仮名など、少年法が第一義的に保護対象とする未成年者の身元推知情報を報道したと考えられる場合でさえ、その道義的な是非は別として、主要な判例では報道機関側の損害賠償責任は問われていない。本事例においてBの実名とコンクリ事件の前科を公表したからといって、その報道機関が法的責任を負われる可能性は、現実的にはきわめて少ないと考えるのが妥当であろう。<sup>54</sup>

しかしその一方で、匿名報道に理解を示す有識者もいることを看過することはできない。たとえば、

情報・メディア法を専門とする堀部政男・中央大学法科大学院教授は、被疑者のプライバシーをより積極的に保護すべきだという近年のジャーナリズム動向に照らして、匿名報道は妥当であったという見方を示している。すなわち、初公判の報道で『読売新聞』が議論の末にBを匿名としたことについて堀部は、「実名か匿名かで議論を戦わせた上で匿名にしたことは、現在のプライバシー保護の考え方に沿っており、[明確な規定や前例がない] 現段階では一つの重要な選択であった」と肯定的に評価している。<sup>55</sup>

同じく浅野健一・同志社大学教授も、プライバシー保護の観点から、そして実名を明らかにしなくても更生・矯正教育の問題提起は可能であるという観点から、匿名報道の正当性を主張している。すなわち、「少年刑務所の更生機能が全く不十分であるとか、矯正教育をどう改善すべきかを提起するのは大事だと思うが、それは匿名でもできるし、個別事件の本人のプライバシーを明らかにして行う必要はない」というのである。浅野はさらに、前科・前歴を実名で報道することは、逆に「悪いことをした奴は何をやってもだめなんだという社会的偏見を増幅させる」というデメリットをとともうとも指摘している。<sup>56</sup>

## 6 結論

「元少年」犯罪者による再犯の報道には必然的にジレンマがつきまとう。いくつかの報道機関の関係者が明確に述べているように、事件報道の基本ルールは、未成年の被疑者については少年法にのっとって匿名とすること、また少年・成人にかかわらず被疑者の前科・前歴は報道しない、ということである。ところが、「元少年」犯罪者がふたたび事件を起こしたケースでは、そのいずれの原則もが大きく揺らいでしまう。まず前者について、少年法の更生の理念に厳格に従おうとすれば、たとえ成人したあとでも、少年時代に犯した罪が本人によるものであることを明示することはできない。ところが、成人してから犯した新たな罪については少年法は適用されない。ここに矛盾が生じる。しかも、元少年の成人後の容疑や犯罪について報道しようとする、その場合のニュース価値は、ほぼ避け難く「元少年犯罪者がふたたび事件を起こした」事実なのであり、後者の原則に反して前科・前歴について触れなければ、そもそもニュースとして成立しなくなってしまう。そしてその結果として、前者(少年法)の原則にも反することになり、矛盾はさらに深まることになる。

このジレンマを解消する手段があるとすれば、そのもっとも有効かつ容易な方策の一つは、成人後の再犯事件を匿名で報道することである。実名や写真など本人と推知できる情報を掲載しなければ、少年法の精神を尊重しつつ、かつ少年時代の前科と成人後の事件とを関連づけて報道することができるからである。本論文でとりあげた報道機関のなかでは、『朝日新聞』・『日本経済新聞』・『週刊朝日』、そして東京地裁判決以前の『読売新聞』がこの方法を選択した。

しかし、匿名にすればジレンマが完全に解消されるのかというと、けっしてそうではない。ここに、この問題の難しさの本質が横たわっている。つまり、実際に元少年Bを実名で報じた新聞や雑誌が多数あったように、少年時代の犯罪が重大であればあるほど、成人後の再犯のニュース価値も高まり、社会の正当な関心事や市民の「知る権利」、さらに真実追究や権力監視という面などからも、前科・前歴とともに実名を報道する意義が強まるのである。いいかえれば、「元少年」犯罪者による再犯のニュース価値が高まるのに比例して、少年法の身元推知情報禁止と前科・前歴の非掲載の原則からの逸脱の必要性も高まるわけである。飯室勝彦・中京大学教授は、『『少年法があるから』という事なかれ主義の姿勢でただ形式的に実名報道を避けている報道関係者が多い。だから初めて経験する事態に

は冷静、理性的な対応ができ「ない」と指摘しているが、本論文がとりあげたようなケースは形式主義的対応が通用しない典型的な事例である。匿名にするにせよ実名にするにせよ、すべてのケースで一律に採用しうる万能なジレンマ解消策があると考えるのは適切でないだろう。<sup>57</sup>

したがって、「元少年」犯罪者の再犯をいかに報じるかは、事件の性質など各事例の諸要素を総合的に考慮した上で、各報道機関が事例ごとに自律的に熟慮して決定すべきものと解される。そのための主要な判断基準を示すことが本論文の最終的な目的であるが、有識者の見解を含めたこれまでの分析から得られた知見を総合すると、匿名にするにしても実名にするにしても、具体的に次のような要素を勘案していた。

- ・現在は成人であるという事実、現在の年齢
- ・少年法の尊重、被疑者のプライバシー保護
- ・再犯事件そのもののニュース価値（犯罪の重大性・特異性など）
- ・少年時の犯罪と新たな犯罪との類似性・連続性・関連性
- ・再々犯の可能性とその抑止の必要性
- ・再犯者に対する社会的制裁の必要性
- ・少年犯罪と再犯、少年法、少年司法制度、更生教育などをめぐる社会的な問題提起
- ・少年時の犯罪の性質とそのなかで本人が果たした役割
- ・少年時の犯罪をめぐる当時の報道機関の対応
- ・過去の事件を含めた被害者、その家族や関係者らの感情、および「知る権利」
- ・元少年が受けた更生教育、あるいは懲罰の内容
- ・元少年の更生意欲や努力の有無
- ・テレビ、インターネットなどを含む、他のメディアの対応
- ・法曹関係者など有識者の見解
- ・裁判の状況や裁判所の判断

しかし、主要全国紙や週刊誌や有識者が明示的に準拠した上記のファクター以外にも、いくつか追加的な基準が考えられる。たとえば、次のようなものである。

- ・少年時の犯罪に対する現在の社会認知度
- ・元少年の知名度
- ・再犯の動機やその背景（元少年の過失の有無、軽重、いい分など）
- ・初犯後の遍歴、生活環境、受け入れ社会側の態度（地域住民、家族・家庭、仕事・職場、本人の経済的あるいは精神的な状況、客観的に見て更生が可能だったかどうか、など）
- ・元少年や事件に対する地域住民、あるいは社会全体の関心度
- ・公共的なことがらに対する市民全体の「知る権利」
- ・元少年の匿名性維持の意思
- ・再犯時における警察、検察当局の対応や意図、権力監視に照らした実名公表の必要性
- ・真実追究における再犯者氏名の重要性

ただし、上記の諸点のいくつかは、たとえば警察・検察側からの情報だけでは判断を下すことが難



しく、被疑者やその関係者のいい分など追加的な取材が必要となるだろう。

とすれば、事件について多角的な情報をもたない時点（逮捕時など）では匿名とし、その後、追加的に得られた情報に応じて異なる報道の機会をうかがう、つまり、裁判の傍聴や関係者などへのさらなる取材を通じて、当初はわからなかった情報を得てから、あるいは社会問題としての関心の高まりが確認できてから、可変的にあらためて実名で報道するか否かを判断する方法も一案かもしれない。実際に、『読売新聞』と『東京新聞』がこの方法を採用している。あるいは、本論文で検討した報道機関には採用されなかった方法であるが、少年時代の犯罪や非行の特定の仕方を工夫するという方策も考えられるかもしれない。

しかしいずれにせよ、本件を一つの参考事例として、表現・報道の自由と少年法にかかわるこの問題について今後もひきつづき議論・検証を蓄積してゆく作業は欠かせない。より多くの事例を積み重ねていけば、将来とりえる報道の可能性やその判断基準をより網羅的に抽出し、より精緻に吟味することができるからである。それに加えて、上述した飯室勝彦も指摘しているように、歴史から学ぶことなく「その場しのぎの姿勢で報道を続けていると、表現者側としても本当に守らなければならないものが守れなくなる」危険性もある。さらに、本研究では論点を明確にするため実名か匿名かという二者択一的な枠組みを採用したが、少年法という本人を「推知することができる」報道には、実名を明らかにしたり顔写真を掲載する以外にも、いく通りもの方法があり、それらの組み合わせによって選択肢や判断基準は格段に増えるであろう。この問題を理論的に体系化するためにも、事例研究や議論のさらなる積み重ねは不可欠である。<sup>58</sup>

最後に、アカウントビリティ(説明責任)発揮の観点から、匿名にするにせよ実名を報じるにせよ、とくに本件のように前例がなく判断がわかれたケースでは、当事者としていかなる理由でそのような報道を行ったのか、その内情をできる限り読者に伝える努力が必要である。この点では、『毎日新聞』・『読売新聞』・『朝日新聞』が第三者機関においてこの問題を取りあげ、社内での議論や判断理由を読者にある程度報告していること、また、その他の新聞や週刊誌も記事中で何らかの説明を行いアカウントビリティをはたそうとしていることは、一定の評価に値する。<sup>59</sup>

35 前編をさらに要約した論文として、文教大学・水野ゼミナール（谷原圭亮・小嶋聡・中島寛・水野剛也）、『「元少年」再犯と実名報道』、『放送レポート』第197号（2005年11・12月号）：64～67がある。

36 この3誌以外にも、『アサヒ芸能』・『実話GON! ナックルズ』・『週刊現代』・『週刊新潮』・『女性自身』・『SPA』・『FLASH』などが監禁・傷害事件について報じているが、いずれもBを実名にしている。

37 真山謙二・森創一郎・五十嵐京治「スクープ 綾瀬・女子高生コンクリート詰め犯 15年後に監禁容疑などでまた逮捕」、『週刊朝日』2004年7月16日：137～139。

38 真山謙二・森創一郎「女子高生コンクリート殺人犯の元少年が15年ぶりの法廷で発した肉声」、『週刊朝日』2004年8月13・20日：147。

39 森創一郎「コンクリ殺人元少年の再犯に判決 『それでも実刑4年』の持つ重み」、『週刊朝日』2005年3月18日：141。

40 青木康晋「編集部発」、『週刊朝日』2004年8月6日：152、「報道と人権委」（『朝日新聞』2004年8月3日）、真山・森・五十嵐「スクープ 綾瀬・女子高生コンクリート詰め犯 15年後に監禁容

- 疑などでまた逮捕」、138。『創』の取材に対しても青木はほとんど同じ説明を行っている。（創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、33。）
- 41 「女子高生コンクリ詰め殺人少年15年後の暴行 『どうすれば刑軽くなるか知ってるぜ』と更生をあざわらって… 再び逮捕はなぜ公表されないのか?」、『女性セブン』2004年7月22日：29。
  - 42 「女子高生コンクリ詰め殺人少年15年後の暴行」、30～32。
  - 43 「女子高生コンクリ詰め殺人少年15年後の暴行」、30。
  - 44 「追跡レポート 凶悪事件母たちは今 女子高生コンクリ詰め殺人 少年再犯の陰に『母親の恋愛』」、『女性セブン』2004年9月2日：156。
  - 45 「再逮捕されたコンクリート詰め殺人犯の“少年”時代」、『週刊文春』2004年7月15日：22、「綾瀬女子高生コンクリ詰め殺人犯 監禁致傷再逮捕までの33歳凶暴人生 やはり野獣に更生なし」、『週刊文春』2004年7月15日：28～30。
  - 46 「綾瀬女子高生コンクリ詰め殺人犯」、28～30。
  - 47 勝谷「小誌『実名報道』から15年」、30～31。
  - 48 「綾瀬女子高生コンクリ詰め殺人犯」、29、創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、34。
  - 49 勝谷「小誌『実名報道』から15年」、31。
  - 50 「『開かれた新聞』委員会から」（『毎日新聞』2004年8月17日）。
  - 51 「『開かれた新聞』委員会から」（『毎日新聞』2004年8月17日）。
  - 52 「『開かれた新聞』委員会から」（『毎日新聞』2004年8月17日）。
  - 53 「報道と人権委」（『朝日新聞』2004年8月3日）。
  - 54 「報道と人権委」（『朝日新聞』2004年8月3日）、読売新聞社、報道と人権・プライバシー、新聞監査委顧問・審査委員（『読売新聞』2004年11月17日）、「『開かれた新聞』委員会から」（『毎日新聞』2004年8月17日）、藤田「水平線」（『読売新聞』2004年8月2日）、松井『少年事件の実名報道は許されないのか』、30。未成年者の身元推知情報掲載をめぐる最近の判決として、大阪高判2000.2.29（判時1710.121）、最二小判2003.3.14（判時1825.63）、名古屋高判2004.5.12（判時1870.29）がある。
  - 55 読売新聞社、報道と人権・プライバシー、新聞監査委顧問・審査委員（『読売新聞』2004年11月17日）。
  - 56 創編集部「元少年の再逮捕をメディアはどう報じたか」、35。
  - 57 飯室勝彦『報道の自由が危ない 衰退するジャーナリズム』（花伝社、2004年）、235。
  - 58 飯室『報道の自由が危ない』、237。
  - 59 アカウンタビリティについては、水野剛也「米国のメディア・アカウンタビリティ― ジャーナリズムの信用回復のための自己説明責任」、『新聞研究』第602号（2001年9月号）：57～60などを参照。

## 訂 正

前号論文の333ページに「捜査員が余罪を追求したところ」とあるのは「追及」の間違いです。

## 付 記

本論文をまとめるにあたり、文教大学湘南校舎図書館の閲覧係・参考係の皆さん、同大情報学部広報学科の安保宏子・近内尚子両君、および上智大学の田島泰彦教授から、多大なるご指導・ご助力をうけたまわりました。執筆者一同、この場を借りて深く御礼申し上げます。

